

## 第3次佐賀市環境基本計画の策定について

## 1. 第2回佐賀市環境審議会後の修正点について

令和6年11月19日の第2回佐賀市環境審議会にて提出した「第3次佐賀市環境基本計画（案）」について、委員の皆様のご意見等を反映し、以下の点について修正いたします。

## (1) 第4章の指標の名称修正（成果指標と目標値）

- 本編案 p43 の指標について、一般廃棄物処理基本計画の文言に合わせて下記のとおり修正します。

(修正前)	(修正後)
1人1日当たりごみ総排出量	1人1日当たりごみ排出量
収集燃えるごみの1人1日当たりごみ排出量	1人1日当たり収集燃えるごみ排出量

## (2) 第4章の環境施策の整理・修正

- 本編案 p44 の【環境項目 2-1：3Rの推進】について、施策を「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」の2つに分けて、掲載内容を見やすく整理します。

施策I	3Rの推進	関係課
家庭系ごみの3Rの推進	<b>● 家庭系ごみのリデュースの推進</b> ごみの排出抑制のため、環境に配慮した製品やサービスの利用について市民に向けた情報発信や、買い物のマイバッグ持参、給水スポットの市内への設置によるマイボトルの利用促進、過剰包装削減など、ごみを出さない生活を送る市民意識の醸成に努めます。 市内各地で生ごみ減量の講座の実施や相談・サポート、家庭用生ごみ処理容器等の購入補助を行います。	循環型社会推進課 環境政策課
	<b>● 家庭系ごみのリユースの推進</b> 家庭に眠る不用品のリユース(再利用)を推進するため、エコプラザでの不要品の受入や再生・販売、エコマーケットの開催、民間リユースの情報提供等を通して、「捨てる」以外の選択肢を提供し、「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換を目指します。	循環型社会推進課
	<b>● 家庭系ごみのリサイクルの推進</b> 資源物の分別回収を徹底するとともに、地域における資源物回収運動の支援や、紙ごみのごみ出しルールの工夫、リサイクル工場での資源選別を行うことでリサイクルを推進します。 民間企業と連携し、再生利用が可能な資源物の店頭回収なども推進していきます。	循環型社会推進課
	<b>● 3R行動に対するインセンティブの検討</b> 3Rに関する行動に対し、ポイント付与による特典など、楽しみながらごみ減量の取組ができる環境づくりについて検討します。	循環型社会推進課
事業系ごみの3Rの推進	<b>● 事業系ごみのリデュース・リユースの推進</b> 事業系一般廃棄物*を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量化を計画的に進めることを求めています。	循環型社会推進課
	<b>● 事業系ごみのリサイクルの推進</b> 資源となる古紙については燃えるごみとの分別を徹底し、リサイクルを推進します。	循環型社会推進課

- 本編案 p44 の【環境項目 2-1：3Rの推進】に掲載していた個別施策「可燃ごみ搬入時の検査及び指導」は、掲載場所を見直し、p48【環境項目 2-3：ごみの適正処理】へ移動します。

(3) 第5章の人材育成・行動変容の促進について修正

- ・本編案 p66 の「環境教育の充実」(3)人材育成・行動変容を促す環境教育の取組について、自主的な環境配慮行動を実践する人づくりには、幼児から大人まで切れ目ない環境教育や学習機会の提供を行う必要があるため、下記の文章を追加します。

(3)人材育成・行動変容を促す環境教育の取組

追加

自主的に環境活動に取り組む人材を育成するため、様々な環境学習ツールを活用しながら、未来を担う幼児・児童・生徒等への環境教育を推進します。また、学校・地域等への出前講座や、自然に親しむ機会の創出、ICTを活用した情報発信を行い、子どもから大人まであらゆるライフステージに合わせた継続的で多様な環境学習機会の充実を図ります。

学校における環境教育

(省略)

(4) 委員の皆様のご意見を反映した修正について

- ・概要版 p5 : 3010 運動について説明の追加

(5) その他、軽微な修正について

誤字脱字の修正、図表の形式の修正、説明文章の追加、写真やイラスト追加など

## 2. パブリックコメントの結果について

- ・募集期間：令和7年1月8日（水）～令和7年2月6日（木）
- ・閲覧場所：環境政策課（佐賀市本庁1階）、各支所の総務・地域振興グループ、行政資料コーナー（本庁2階）、市立公民館、市のホームページ
- ・提出者：0人